

社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長
ボランティア功労表彰における基準について

令和2年4月1日施行

- 1 団体に加入している者が個人で推薦された場合、団体を育成してきたとみなし、受賞対象とする。
- 2 学校、企業、組合、町内会のサークル等は、団体とみなす。
- 3 個人で30年以上活動した者は、感謝を受けていなくとも表彰の受賞対象とみなす。
ただし、団体においては30年以上活動していても活動の継続が可能なため、適用しない。
- 4 個人及び団体の活動年数及び活動回数は、以下のいずれかとする。
 - (1) 表彰
 - ①活動年数が8年以上であり、活動回数が月1回以上（年12回以上）であること。
 - ②活動年数が10年以上であり、活動回数の合計が通算96回以上であること。
 - (2) 感謝
 - ①活動年数が5年以上であり、活動回数が月1回以上（年12回以上）であること。
 - ②活動年数が8年以上であり、活動回数の合計が通算60回以上であること。